

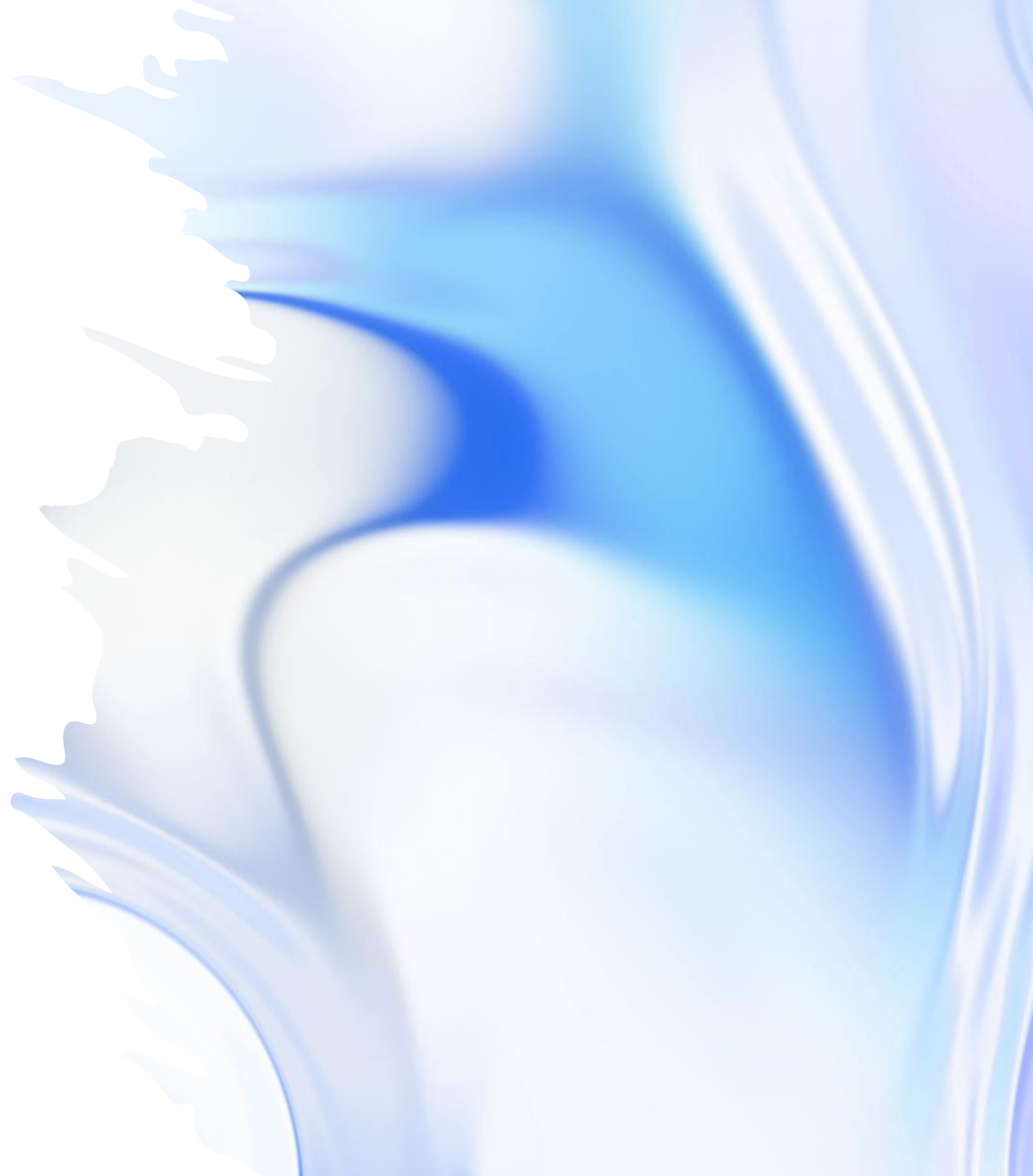
中東和平

イスラエルとハマスの戦争をどう捉えるか？

日本はどう対応すべきか？

2024年1月20日（土）

日本科学者会議福岡支部話題提供



おしながき

- 自己紹介
- 安保理決議242
- イスラエルの生存権
- パレスチナ人とは？民族自決権？
- 和平交渉（1991-2000）
- イスラエルvsアラブ ⇒ イスラエルvsイスラーム
- 日本の立場と対応
- 2023年10月27日時点での考え
- 解決に向けて

自己紹介

- 1983年外務省入省、アラビア語研修
- 1983.8-1984.6 中近東第2課：イラン・イラク戦争
- 1984.7-1986.6 在シリア大付アラビア語研修生
- 1986.7-1987.6 在英国大使：
SOASで中東研究修士
- 1987.6-1989.7 在UAE大二等書記官：イイ戦争
- 1989.7-1991.4 領事移住政策課課長補佐：
湾岸危機・戦争（人間の盾）
- 1991.4-1994.7 中近東第1課課長補佐・首席事務官：
中東和平・同多国間協議・パレスチナ支援
- 2001.5-2002.8 中東第2課長：
9.11米国同時多発テロ攻撃への対応
アフガニスタン復興支援
- 2002.9-2004.8 在アフガニスタン大次席：復興支援

中東和平問題のポイント

○中東和平における肝心のこと

1) 安保理決議242

2) イスラエルの生存権

3) パレスチナ人とは？民族自決権？

○和平交渉（1991-2000）

○イスラエルvsアラブ

⇒ イスラエルvsイスラーム

安保理決議242 (1967)

- 国連総会決議181：
 - パレスチナ分割決議 ← イスラエル受入れ、アラブ反対
- 1948.5イスラエル独立、第1次中東戦争・・・ガザ/西岸＝アラブ
- 242本文骨子
 - (a) イスラエル軍が最近の戦闘によって占領した諸領域からの撤退
 - (b) この地域のあらゆる国家の主権、領土の保全と政治的独立性、安全で武力による威嚇や武力行使を受けることなく安全に、かつ承認された国境内で平和に暮らす権利の尊重と承認
 - (c) 難民問題の正当な解決
 - (d) 非武装地帯の設定を含む諸手段による、この地域のあらゆる国家の領土の不可侵性と政治的独立の保障

イスラエルの生存権

- 安保理決議242主文b) あらゆる国家の主権、領土の保全と政治的独立性、安全で武力による威嚇や武力行使を受けることなく安全に、かつ承認された国境内で平和に暮らす権利



- **イスラエルの生存権** エジプト承認 (1979)
- 1991.10 中東和平交渉開始 (於マドリード)
 - ⇒ 交渉の基礎は242 イスラエルの方針 : peace for land
 - ⇒ オスロ合意 (1993) でPLOはイスラエルを承認
 - ↓ ヨルダン (1994)
 - アブラハム合意 ↓ UAE、バーレーン、モロッコ、スーダン (~2020)
- イスラエルの生存権を認めない国家・勢力
 - **イラン、ヒズボラ、ハマス、フーシ**

パレスチナ人とは？民族自決権？

- 安保理決議242でのパレスチナ・アラブへの言及=難民問題
- パレスチナ・アラブは自分で自分を治めたことはない。
支配者の変遷：
オスマントルコ⇒英国⇒エジプト/ヨルダン⇒イスラエル
- パレスチナ人とは誰か？
 - PLO（1964）：アラファトの指導の下パレスチナ人を代表
 - オスロ合意でイスラエルを承認。ガザと西岸を領土に（ただし、ガザ・ジェリコ、ファースト）。
- PLOの中心勢力ファタハの腐敗 → ガザ住民のハマス支持
- パレスチナ人の分裂（ガザVS西岸） → イスラエルは自由行動

和平交渉（1991-2000）

- 湾岸戦争後、中東の安定の為米ソ主催で開始（1991.10）
 - ← イラクのイスラエル・ミサイル攻撃
 - = 安保理決議242を基礎。イスラエルと周辺アラブ諸国との和平＋パレスチナ
- 二国間交渉を多国間協議が下支えする。
 - モスクワ・キックオフ会合：
経済開発、環境、水資源、難民、地域安保＋運営委員会
- 日本：
 - 多国間協議 → 環境WGのリード国、経済開発WGで観光リード
 - オスロ合意 → パレスチナ自治政府設立に財政的・技術的支援
- シリア、レバノンVSイスラエルを残すのみ
- 2000年クリントン米大統領：
 - アラファト・バラク間の最終的合意を促すが、失敗。

イスラエルvsアラブ

⇒イスラエルvsイスラーム

- 90年代の中東和平交渉：
 - PLOとヨルダンがイスラエルと和平。
 - レバノン、シリアは交渉棚上げ。
 - 2002年にアラブ連盟は、
パレスチナ国家の設立を条件にイスラエル承認を決議。
 - イスラエルの生存権を認めない国、勢力：
イラン、ヒズボラ、ハマス
(イスラーム主義：西側はテロ組織と認定)
- これら勢力の力が増し、イスラエルvsイスラームに

日本の立場と対応

- 1950年代から国連の良き一員としてパレスチナ人道支援
 - 1973年石油危機:二階堂談話でアラブ寄りに
 - 冷戦後修正
 - 石油確保の為、中東の安定と和平に貢献する。
 - 国際法に基づき、平和を支持する勢力のみ支援する。
- ↓
- 中東和平とパレスチナ支援（含「平和と繁栄の回廊構想」）への貢献
 - 今次イスラエル・ハマス紛争：
 - ハマスのイスラエル攻撃を非難（民間人人質は許せない）
 - イスラエルの自衛権の発動を承認
 - 同時にパレスチナ・イスラエル双方の民間人の命と生活は守るべし。
 - イスラエルに自制を促し、人質解放と人道支援がなされる状況をつくりだすべし。
 - 宮原（23年10月27日）としてはこれまでの日本政府の対応を支持。









2023年10月27日時点での考え

- パレスチナが分裂し、イスラエルがパレスチナ自治政府を相手にしなくなって以来、イスラエルは、パレスチナ自治地区B,Cの支配を強化するとともに分断の壁をつくり、入植地拡大を続けてきた。
- これに対し、パレスチナ人は、ガザでも、西岸でも、エルサレム旧市街でも抑圧された生活を強いられてきた。
- 今回のハマスのイスラエル攻撃は、その抑圧が爆発したものとも言えるが、そのような状況にあると知りながら、放っておいた日本を含む国際社会にも責任がある。
- 西岸、ガザ、旧市街のパレスチナ住民の人権と尊厳をもっと認めるよう、政府もマスコミも個人もイスラエル政府に強く働きかけるべきであった。
以上

解決へ向けて

- 真の解決 = 二国家解決
- 障がい：
 - = (イスラエル) ネタニヤフ首相と極右
 - = (パレスチナ) ハマスと腐敗したPA
- 事態を動かすことのできる勢力
 - = アメリカ、サウジ及び穏健アラブ勢力
- 現時点で行うべきこと
 - ガザの人道危機を救うこと
 - イラン等イスラエル殲滅目的勢力を抑えること
 - 新PAを形成すること
 - イスラエルの選挙・・・ネタニヤフに戦争を継続させない